

(様式第2号)

団体概要書

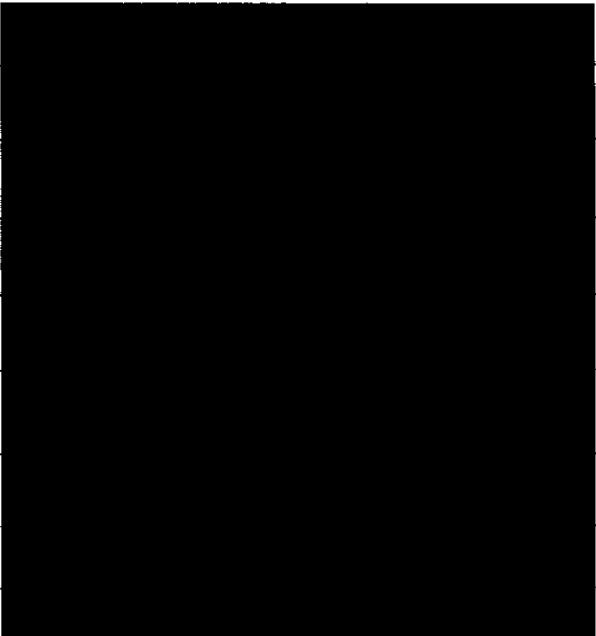
団体の名称	NPO 法人市民省エネ・節電所ネットワーク
団体所在地	奈良市西千代ヶ丘 3-22-16
活動の開始年月	平成 26 年 4 月
法人格	<u>あり</u> ・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成 30 年 2 月 21 日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. <u>環境の保全</u> 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県
現在の活動内容	市民の省エネ・節電が求められる中で、下記の「市民節電所」の普及活動に努 めている。具体的には主に3つ、①市民節電所「まほろば」の拡充と、新たな 「市民節電所」に取り組む団体への支援、②セミナー開催など市民への啓発活 動、③これら活動を広報する活動。 なお②の年2回開催するセミナーでは毎回、奈良県と奈良市の後援を得て行っ てきた。 個人会員数 30人 : 団体会員 0 団体 : 専従職員 0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体 との協働事業実績を含 む)	地球温暖化が進み、市民の CO2 排出量削減が求められる中で、市民ととも に、それに寄与できる方策「市民省エネ・節電所 (略して市民節電所)」を提 唱した。それを約 100 世帯の市民と7年半実施し、途中脱落者ゼロ、累積実 質削減量約 338 トンを達成し、高い有効性と継続性を実証した。そこにはエ コネット生駒なども参加している。 この活動は高く評価され、気候変動アクション環境大臣賞や脱炭素チャレ ンジカップで奨励賞を3回受賞した。またセブンイレブン記念財団から4年間助 成を受けた。
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	国は家庭部門の CO2 排出量を 30 年には 66%削減すると公約しているが、 いまだ良い方策を示せていない。その中で上記のように効果が実証できた奈 良発・国内初の「市民節電所」を広めることが喫緊の課題と言えます。 なお市民節電所の有効性と継続性は、家庭—そのグループ (節電所と呼ぶ) —その集合体の市民節電所の3層のコミュニティの構造によると考えていま す。これから市民節電所を増やし、ネットワーク化することで、温暖化防止 に加え、地域コミュニティの活性化にも寄与出来ると考えており、そのため にはより多くの参加者が必須で、是非、このプロジェクトへの支援をお願い いたします。

(様式第3号)

令和 5年 12月 19日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： NPO 法人市民省エネ・節電所ネットワーク

役職名	氏名	住 所
理事長	村木 正義	
副理事長	古木 美治	
副理事長	檜山 恵美子	
理事	丸山 雅俊	
理事	村上 富美男	
理事	白樫 満雄	
理事	村木 征子	
監事	大澤 江津子	
監事	宮西 眞砂枝	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

NPO法人 市民省エネ・節電所ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人市民省エネ・節電所ネットワークという。ただし、通称としてNPO法人市民節電所ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市西千代ヶ丘三丁目 22 番 16 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民等に対し市民のための効果的・継続的な省エネ・節電の方策を提示し、それを実施し、市民の電気・ガス使用量削減さらには CO2 排出ゼロの実を上げることにより、地球温暖化防止とエネルギー問題解決に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民省エネ・節電所の運営および設置支援事業
- (2) 市民の省エネ・節電啓発事業
- (3) 市民省エネ・節電所に関する広報事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。



(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3～7人
 - (2) 監事 1～2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の



招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額



- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項



- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは



- は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。



(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項



に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 II 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村木 正義
副理事長	古木 美治
理事	丸山 雅俊
同	村上 富美男
同	榎田 惇之
同	檜山 恵美子
同	村木 征子
監事	白樫 満雄
同	吉岡 信行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2019年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から2018年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円	正会員会費	2,000円(1年間分)
(2) 賛助会員入会金	0円	賛助会員会費	10,000円(1年間分)



令和4年度事業報告書

I 事業実施の概要

2018年3月1日にNPO法人となり5年目の第6期、令和4年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の事業報告を行います。

4年度は前年度と同様、新型コロナウイルス感染症拡大の中での活動でしたが、多くの計画を実施し、所期の目標を達成することができました。とくに6年に及ぶ「市民節電所『まほろば』」の活動で、「市民節電所」が市民と省エネ・節電、二酸化炭素(CO2)排出削減を効果的に進める方策になりうることを実証できました。これは、昨年度「市民と脱炭素社会を実現する「市民省エネ・節電所」の確立」で気候変動アクション環境大臣表彰を受賞したのに続いて、今年度「市民と省エネ・節電し、CO2排出ゼロを目指すシステムの確立」で脱炭素チャレンジカップ2023で奨励賞を受賞したことから裏付けられました。これは皆さんの支援の賜物だと、感謝しております。

この活動に加え、市民への啓発活動も広報活動も着実に実施していることを報告いたします。

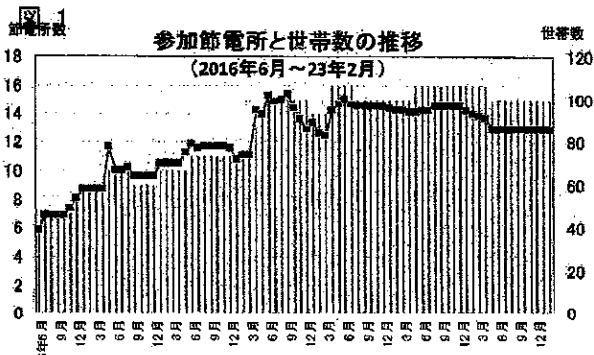
II 事業の実施に関する事業

1. 市民節電所活動および設立支援事業

1-1 市民節電所「まほろば」の活動

(1) 「まほろば」の目的と達成状況

市民節電所「まほろば」の目的は主に2つ、1つは市民節電所の有効性と継続性を評価すること、2つ目は電気とガス使用量の削減と、それに伴うCO2排出量の削減です。前者は成功裏に終え、後者はコロナ禍の影響で効果は弱められたが、有用な知見を得ることが出来ました。それらについて下記します。



(2) 「まほろば」の成果

① 「まほろば」の活動

1) 取り組み状況

「まほろば」は随時参加できるため、参加節電所数も世帯数も増え、21年末に15節電所、約90世帯になりました(図1)。この間、途中で脱落した者はほぼゼロでした。

2) CO2排出削減量の推移

まほろばの活動がスタートした2016年6月を起点にすると、第1期は増加したが、第2期以降削減となり、4年総計で8.5トンの削減となりました。

図 2 市民節電所「まほろば」の各節電所の取り組み状況(2016年6月～23年2月)

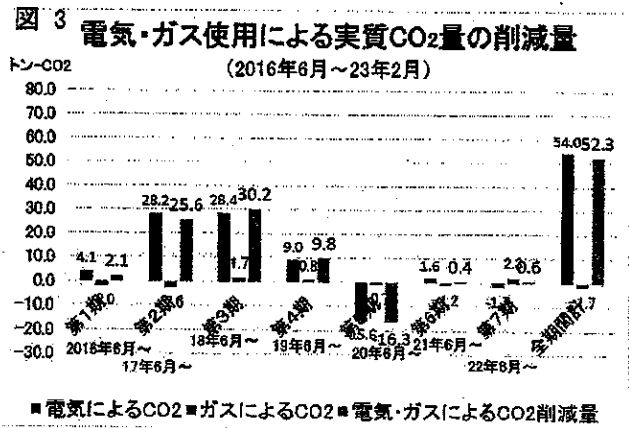
節電所名	開始月	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
1	6-16	●	●	●	●	●	●	●
2	7-4	●	●	●	●	●	●	●
3	6-15	●	●	●	●	●	●	●
4	5-4	●	●	●	●	●	●	●
5	6-15	●	●	●	●	●	●	●
6	6-4	●	●	●	●	●	●	●
7	7-4	●	●	●	●	●	●	●
8	6-15	●	●	●	●	●	●	●
9	6-15	●	●	●	●	●	●	●
10	6-15	●	●	●	●	●	●	●
11	6-15	●	●	●	●	●	●	●
12	6-15	●	●	●	●	●	●	●
13	6-15	●	●	●	●	●	●	●
14	6-15	●	●	●	●	●	●	●
15	6-15	●	●	●	●	●	●	●

ところが第5期(2020年6月～21年5月)は一変し、電気もガスも増加し、それによるCO2排出量は6.5トンと大きく増加しました。ただ今までの貯金部分を考えると、6年間総計で1.6トンの削減となりました。

毎年変わる電気の排出係数を使って算出した実質CO2排出量は、第5期の16.3トンの増加以外、5期間とも削減され、総計は52.3トン削減となりました(図3)。

第5期の増加はコロナ禍の影響と考えられます。というのは、「まほろば」のしっかりしたデータから、CO2排出量増加は国内のコロナ感染者数とかなり相関があることが分かりました。

また、この活動にはあまりお金がかからず、やれると言うことで、ビジネスモデルだとも考えています。もちろん、「まほろば」の活動を支えたのは、参加者の皆さんであり、その取りまとめでご苦労されている世話役のお陰であり、そのため経費が少なくなっています。

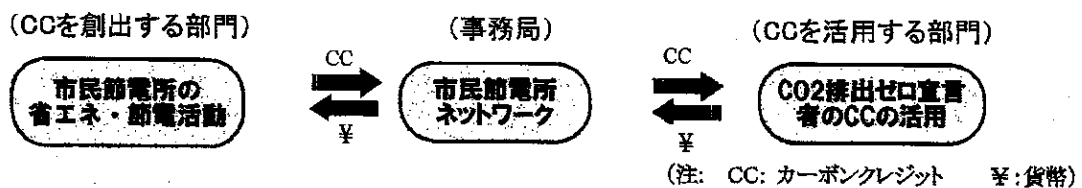


② CO2排出削減量(カーボンクレジット)の活用

第5期はコロナ禍の影響による例外だとするなら、市民節電所はCO2排出削減量(カーボンクレジット、CC)を創出できる活動と言えます。CO2削減は社会的に価値があるので、カーボンクレジットとして当法人が買い取っています。

この買い取ったカーボンクレジットを「CO2排出ゼロ宣言者」に活用してもらうと、CO2排出ゼロも目指せるシステムと言えます(図4参照)。

図4



市民と省エネ・節電、さらにCO2排出ゼロを目指すシステム

これは単にシステムを提示してだけでなく、2017年以降実施して、第4期(19年6月～20年5月)も、第5期も個人4人と、当法人も「CO2排出ゼロ宣言」しましたし、第6期も宣言しています。

省エネ・節電に努めている人から「CO2排出ゼロ宣言者」を募り、宣言書を手渡し、1年後使った電気・ガス使用量によるCO2量に見合うカーボン・クレジットを購入(活用)し相殺(オフセット)してもらうのです。

このシステムは、CO2排出削減量買取の資金問題を解消し、国や世界が目指す2050年CO2排出実質ゼロを、現在すでに、それも市民レベルで実現しているのです。

1-2 他の市民節電所の発足・運営の支援

家庭の電気・ガス使用量削減の実を上げるために、「まほろば」に加え、新たな市民節電所の取り組みを各地でスタートしてもらい、続けてもらうことが重要です。そのために、機会を捉えて行政関係者や市民活動グループに市民節電所の概念や特徴を説明し、市民節電所立ち上げを働きかけてきました。しかしまだ実績は上がっていません。ただ2年前から「まほろば」に参加している、エコライフかしはらやエコネットいこまの動向には期待できます。

2. 市民への省エネ・節電の啓発事業

市民の省エネ・節電への関心が薄れている現状を受けて、また「まほろば」への参加者を増し、その活動を活性化させるために、啓発活動に力を入れました。

2-1 省エネ・節電セミナー開催

予定していた市民向けの省エネ・節電セミナーは、コロナ感染拡大下の難しい局面でも、対策を充分取り、参加者を絞り、年2回開催することができました。

① 夏のセミナー(7月22日(水) 開催) 於: 奈良市西部公民館第一会議室

テーマ「市民のための省エネ・節電セミナー これで、無理なく省エネ・節電！」

演題1:「家庭でできる夏の省エネ・節電」講師:理事長の村木

昨年作成した「家庭でできる省エネ・節電事例集(技術編)」を使用した。

講演2:「まほろば」の6年間の歩み」講師:理事長の村木(予定の古木副理事長がコロナの濃厚接種者になったため急遽交代)

② 冬のセミナー(12月15日(木) 開催) 於: 奈良市西部公民館第一会議室

テーマ「家庭でできる冬の省エネ・節電を考える 省エネ・節電のヒントを学びます」

講演1:「住まいの断熱による効果的な省エネ・節電法」講師:村島 靖基氏(村島硝子商事(株)社長。宅地建物取引士。関西板硝子卸商業組合理事長など)により、窓の断熱改修法と効果、補助金ついて解説された。

講演2:「市民節電所「まほろば」の市民100世帯と6年半の省エネ・節電活動で分かったこと」講師:古木 美治(副理事長)

2-2 パネル展示

当法人の活動、とくに「まほろば」の活動を紹介するため機会を捉えパネル展示等に力を入れてきました。しかし今期は、西部公民館自主グループ連絡会の展示スペースや文化祭など従来のパネル展示など多くが中止になりました。

その中でも、ボランティアインフォメーションセンターの主催のパネル展示(7月9日～8月6日)、生駒市のくらしのブンカサイいこま(11月21日)、「匠の環それから」(11月15日)などには参加できました。

3. 市民節電所事業に関する広報事業

3-1 情報誌「まほろば通信」等の発行

市民節電所「まほろば通信」を年3号を5月、9月、3月に、A4カラー版で16ページ、各200部を

発行しました。内容はまほろばの活動状況、まほろばの会の討議概要、セミナーの詳細、また参加者の活動紹介などです。

3-2 全国への情報発信

インターネットを活用しホームページ(URL: <http://negawatt-nw.com>)を開設し、市民節電所の活動を中心に当法人の取り組みを発信するとともに、当法人のスタッフおよび参加者を募集した。また、行政などへの市民節電所の設置の働きかけも行いました。

3-3 表彰と助成金応募で活動紹介

情報発信の一環として、全国規模の表彰や助成金に応募しました。

表彰では、脱炭素チャレンジカップ、環境省のグッドライフアワード、日本経済新聞やサンケイグループにも応募した。

助成金申請は活動資金を豊かにする面に、活動を徹しく評価し広報してもらう面があるので、セブン・イレブン記念財団、地球環境基金などに応募した。

しかし、今期の結果は、脱炭素チャレンジカップの奨励賞だけだった。

3-4 地域活動

当法人の事務局を奈良にしていることから、奈良市の公民館やボランティアインフォメーションセンターに団体登録し、活動に参加している。

Ⅲ 管理部門

〔1〕体制

現在正会員は30名になりました。

会員のうち、社員は10名、理事は7名(理事長1名、副理事長2名を含む)、監事は2名です。

〔2〕会運営

(1) 総会開催

第5回総会はコロナ禍の影響はあったものの、2022年5月27日に予定通り開催でき、全議案の承認を頂きました。

(2) 理事会の開催

コロナ禍の影響のある中、三密に充分対策し、臨時理事会を含め、11回の理事会を開催しました。活動の進捗状況や予算の執行状況をチェックするとともに、活動の方向付けを行いました。詳細は各回の議事録をご覧ください。

名称は「理事会」となっているが、適宜役員以外の参加も認め輪を広げてきました。ただ、決議をすべき事案は理事による議決を行ってきました。

令和4年度 事業報告書
令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対 象者数	支出額 (千円)
市民省エ ネ・節電所 の運営およ び設置支 援事業	◎市民節電所「まほろば」の活動					
	1)カーボンクレジット(CO)買取	7月22日	奈良市	2	10	4.2
	◎情報誌「まほろば通信」の発行(年3号)					
	情報誌「まほろば通信」第18号発行	7月1日	事務所	2		62.5
	情報誌「まほろば通信」第19号発行	10月27日	事務所	2		73.8
	情報誌「まほろば通信」第20号編集	3月31日	事務所	2		30.0
	◎設立支援					
	橿原市役所、田原本町役場訪問		橿原市など	2	4	15.9
	◎情報発信・表彰・助成					
	1)フェニックス大学の学生に活動紹介	12月8日	大和郡山市	2		8.0
	2)奈良県中央慈善銀行でプレゼン	5月6日		2	5	23.2
	3)省エネ大賞、日経、サンケイなどの表彰に 応募		事務所	5		80.0
	4)セブン・イレブン記念財団、地球環境基 金、エフピコに助成申請			3		40.0
	その他					10.7
(小計)				20	9	348.3
市民の省エ ネ・節電啓 発事業	◎省エネ・節電セミナー					
	第13回市民のための省エネ・節電セミナー 開催	7月22日	奈良市	5	5	43.6
	第14回市民のための省エネ・節電セミナー 開催	12月15日	奈良市	7	20	35.4
	チラシと三つ折りチラシ作成			2		14.6
	講演者への謝金等	12月21日		1		16.0
(小計)				12	25	109.6
市民省エ ネ・節電所 に関する広 報事業	◎パネル展示					
	パネル展示(1ヶ月間、於:ボランティアイン フォメーションセンター)	7月9日～ 8月6日	奈良市	3	30	9.3
	◎情報発信					
	1)アースデイ2022に参加	4月23日	奈良市	6	100	28.7
	2)西部公民館自主グループ連絡会文化祭	10月23日	奈良市	3	50	16.3
	3)「匠の環それから」に参加	11月15日	奈良市	3	50	9.3
	4)くらしのフンカサイいこまに出展	11月20日	生駒市	3	50	15.3
	◎その他					
1)インターネット接続とホームページ管理		事務所	1		24.8	
2)その他		事務所			11.0	
(小計)				76	344	114.7
合計				80	344	572.6

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO法人市民省エネ・節電所ネットワーク

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	58,000		
賛助会員受取会費	0		
.....		58,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	602,060		
.....		602,060	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	9,300		
.....		9,300	
経常収益計			669,360
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
ボランティア活動費	381,500		
謝金	10,000		
.....			
人件費計	391,500		
(2) その他経費			
旅費交通費	45,840		
通信・運搬費	31,909		
印刷・製本費	95,125		
消耗品費	1,490		
事業活動費	4,200		
備品	0		
雑費	2,458		
.....			
その他経費計	181,020		
事業費計		572,520	
2. 管理費			
(1) 人件費			
ボランティア活動費	56,500		
.....			
人件費計	56,500		
(2) その他経費			
旅費交通費	11,980		
通信・運搬費	430		
印刷・製本費	1,380		
消耗品費	6,175		
備品	0		
雑費	11,967		
.....			
その他経費計	31,912		
管理費計		88,412	
経常費用計			660,932
当期経常増減額			8,428
III 経常外収益			0
IV 経常外費用			0
当期正味財産増減額			8,428
前期繰越正味財産額			34,111
次期繰越正味財産額			42,539

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

NPO法人市民省エネ・節電所ネットワーク

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	42,539		
未収金	0		
.....			
流動資産合計		42,539	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			42,539
II 負債の部			
未払金	0		
預かり金	0		
.....			
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		34,111	
当期正味財産増減額		8,428	
正味財産合計			42,539
負債及び正味財産合計			42,539

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

NPO法人市民省エネ・節電所ネットワーク

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	3,674		
三井住友銀行普通預金	38,865		
未収金			
.....			
流動資産合計		42,539	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			42,539
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
預り金			
.....			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計		0	0
正味財産			42,539

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

	(1)市民節 電所事業	(2)啓発事 業	(3)広報事 業	事業部門 計(円)	管理部門 (円)	合計(円)
I 経常収益						
1. 受取会費 正会員受取会費						58,000
2. 受取寄附金 受取寄附金						602,060
3. 受取助成金等 受取民間助成金 受取補助金						0 0
4. その他収益 受取利息 雑収益						9,300
経常収益計	350,000	110,000	115,000	575,000	94,360	669,360
II 経常費用						
(1)人件費 ボランティア活動費 謝金	239,500 0	71,500 10,000	70,500 0	381,500 10,000	56,500 0	438,000 10,000
人件費計	239,500	81,500	70,500	391,500	56,500	448,000
(2)その他経費 旅費交通費 通信・運搬費 印刷・製本費 消耗品費 事業活動費 備品 雑費	13,700 9,070 80,300 1,490 4,200 0 0	11,960 2,689 11,075 0 0 0 2,376	20,180 20,150 3,750 0 0 0 80	45,840 31,909 95,125 1,490 4,200 0 2,456	11,980 430 1,360 6,175 0 0 11,967	57,820 32,339 96,485 7,665 4,200 0 14,423
その他経費計	108,760	28,100	44,160	181,020	31,912	212,932
経常費用計	348,260	109,600	114,660	572,520	88,412	660,932
当期経常増減額	1,740	400	340	2,480	5,948	8,428